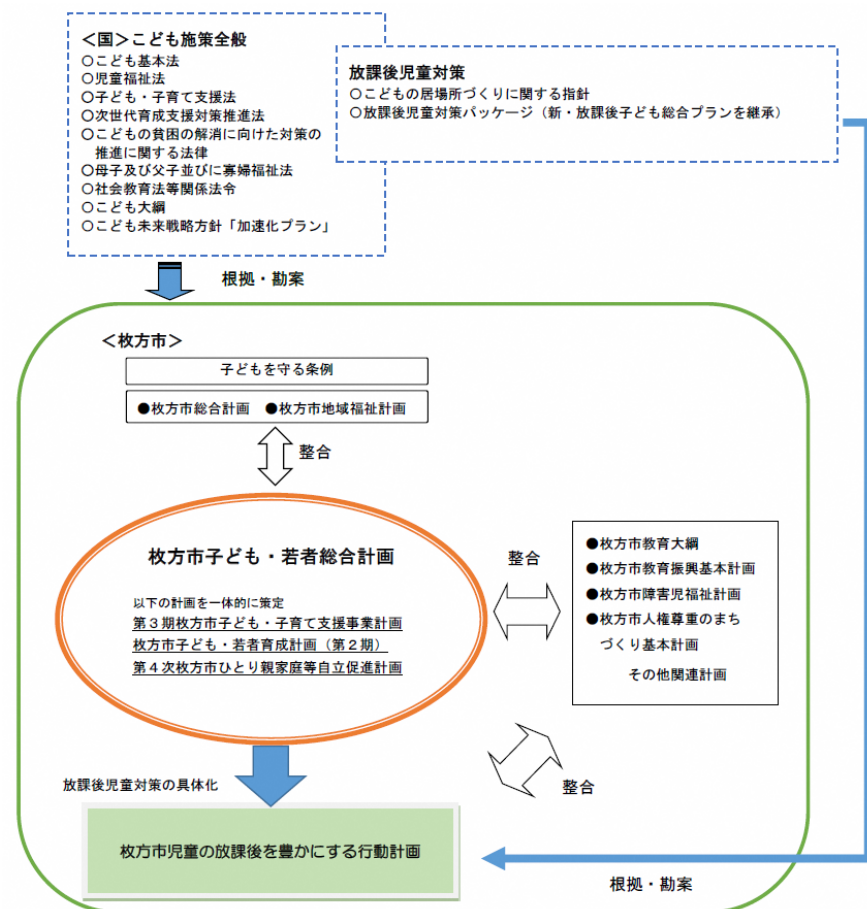


枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画＜概要版＞

1 計画策定の背景・趣旨

放課後児童対策の取り組みを計画的に進めるため、「児童の放課後を豊かにする基本計画」（令和2年3月）の取組状況や課題等を検証の上、こどもの居場所づくりに関する指針など国の放課後児童対策の考え方を踏まえ、「枚方市子ども・若者総合計画」に掲げる放課後児童対策の行動計画として、「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画」を策定し、児童にとってより良い放課後等の居場所づくりを進めるもの。

2 放課後行動計画の位置づけ



3 放課後行動計画の期間

	H3I	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
市		第2期子ども・子育て支援事業計画					枚方市子ども・若者総合計画				
		児童の放課後を豊かにする基本計画					枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画				
国	新・放課後子ども総合プラン					放課後児童対策パッケージ					

～子どもの放課後を豊かにする放課後の創造～

次代を担う子どもにとって、自由な時空間で同年齢・異年齢の仲間と過ごす経験は、発達段階上求められている経験（主体性や社会性、創造性等の育成に役立つ）

安全・安心な学校（空間）で友だち（仲間）と過ごす機会（時間）【3間】を全ての児童に提供

児童が豊かな放課後を自ら創造できる環境を整備

4 放課後行動計画とSDGsの関係

本計画においては、SDGsが示す17のゴールのうち、次の9つを主な目標としてSDGs達成に向けた取り組みを推進する。



枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画＜概要版＞

5 総合型放課後事業の現状

自由で主体的な子どもの「時間」、安全に自由に遊べる「空間」、異年齢の集団を含む「仲間」、いわゆる「3間(さんま)」を確保・充実し、異年齢子ども集団の中での遊びや豊かな体験等を通して、学力向上や心身の健全な発達に資することが社会的に求められており、令和5年度から、全小学校ですべての児童が放課後の遊びや様々な体験活動ができる留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業を実施することで、家庭や学校以外の児童の第3の居場所を確保。

【留守家庭児童会室】

- ・保護者が就労等により昼間自宅に不在の家庭の児童に、放課後の遊び場、生活の場、居場所を提供するため、留守家庭児童会室を全小学校に設置。総合型放課後事業の実施により、保護者や児童の利用ニーズに応じた放課後の居場所の選択が可能となり、留守家庭児童会室の待機児童解消にも繋がった。

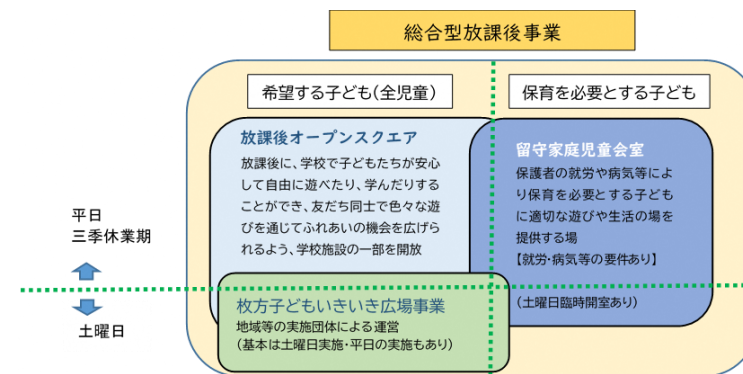
【放課後オープンスクエア】

- ・令和5年度からは自由にかつ主体的に創造力を働かせながら活動できる「3間」の確保・充実に向け、学校施設等を活用し、すべての児童が放課後の遊びや様々な体験ができる居場所づくりとして放課後オープンスクエアを全校で実施。

【枚方子どもいきいき広場事業】

- ・地域の人々の特色や多様性を活かし、子どもが様々な体験活動や様々な人との交流ができる機会と場づくりは、学校や授業では経験できない貴重な体験。枚方子どもいきいき広場事業では、土曜日を基本に各小学校区で地域団体やNPO等により、地域の特色や多様性を生かしたプログラムを実施。市は実施団体に対し活動実績等に応じた補助金を交付。

これら3つの事業を一体的かつ連携して実施することで、すべての子どもを対象とした平日・土曜日・三季休業期を通じた安全な居場所づくりと小学校入学以降も子育てしやすい環境の整備を推進。



6 放課後行動計画への子ども等の意見の反映

(1) 児童の放課後に関するアンケート調査

放課後児童対策への意見を反映させたより実効性の高い計画とするため、アンケート調査を実施

(2) 放課後行動計画に児童の意見を反映させるため、放課後児童支援員や保育士、臨床心理士等の巡回を行っている職員が留守家庭児童会室や放課後オープンスクエアの現場に赴き、児童へ意見聴取を実施。

(3) 枚方子どもいきいき広場事業実施団体アンケート調査

(4) 小学校長へのアンケート調査

(5) 職員や運営事業者へのアンケート調査

枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画＜概要版＞

7 アンケート調査等からみてきたこと

(1) 保護者のくらしの状況

核家族化やフルタイム勤務の増加による就労形態の多様化

(2) 子育ての状況

就学前に比べて子育てと仕事が両立しにくいなど、いわゆる「小1の壁」の問題や保護者のニーズも多様化しており、三季休業期の昼食サービスや留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加、運営時間の延長などの保護者ニーズが増加

(3) 留守家庭児童会室について

「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」と肯定的な回答が90.5%。

【良いところ】友だちと遊べる、おやつが食べられる、運動場で遊べる

【悪いところ】特にない、いやな人がいる、トイレがきたない

(4) 放課後オープンスクエアについて

「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」と肯定的な回答が89.7%。

【良いところ】友だちと遊べる

【悪いところ】特にない、きまりごとが多い、いやな人がいる、本やまんが、遊び道具が少ない

(5) 枚方子どもいきいき広場事業について

地域の状況により後継者の育成や担い手不足、提供するプログラムの固定化などが課題。行政の支援が求められる。

(6) 放課後児童対策全般について

求めること、経験したい体験活動等

(7) アンケート調査や意見聴取等のまとめ

児童への意見聴取は概ねアンケートの結果と同様。児童が「困ったルール」として大人の都合にあわせたルールも多かったが、「走ってはいけない」など、安全・安心に過ごすためのルールを「困ったルール」と捉えている児童も多く、大人の説明不足等により、なぜその行為をしてはいけないのか納得できていないと思われる。

8 総合型放課後事業の課題

①子どもの権利の尊重

職員が子どもの最善の利益を考え、子どもの権利について一層理解を深め、行動することが必要。こども性暴力防止法を踏まえ、子どもへの性暴力等の防止。

②合理的配慮が必要な子ども等への支援の充実

障害の有無に関わらず子ども同士が遊び等を通してともに成長できるよう、障害のある子ども等への適切な配慮や環境整備の実施、職員が障害への理解を一層深め、子どもの特性に応じた支援の実施。

③児童の放課後のより良い居場所づくり

放課後児童健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策事業である放課後オープンスクエアの両事業の趣旨に沿った、子どもの主体性を重視した運営が求められる。

居場所とは子どもが感じることであり、子どもの視点に立って、子どもの意見を聴き、共に創ることが大切。子どもの遊びや生活の場として必要な環境の整備や運営の質の向上を図っていく必要がある。

④いじめ問題等への対応

いじめにつながるものがないよう、子どもの変化を見逃さないなど未然防止、早期解決に努める一方、子どもの育ち合いの場として、子どもの「立ち直り」や「やり直し」の機会となり、子どもが自分たちで解決できるよう、大人の側面援助が必要。事案がいじめと考えられる場合は関係機関と連携し早期の組織的な対応が必要。

⑤支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり

⑥就学前施設と留守家庭児童会室の円滑な接続

⑦多様な体験活動の推進

⑧枚方子どもいきいき広場事業への支援

⑨子育てしやすい環境づくり

共働き家庭の増加やフルタイム勤務が増加するなど、保護者の就労が多様化する中で、就学前に比べて子育てと仕事が両立しにくいなど、いわゆる「小1の壁」の問題や保護者のニーズも多様化していることから、子どもや保護者に寄り添った施策の充実が求められる。

枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画＜概要版＞

9 放課後児童対策の考え方と方向性

(1) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進

総合型放課後事業における放課後児童対策の取り組みを一層強化。居場所は子どもが感じることだが、大人が居場所づくりを行うため、このギャップを埋めるために、子どもの視点に立って、子どもの意見を聴き、共に創ることをめざす。

①留守家庭児童会室等での子どもの権利を尊重する取り組みの推進

②留守家庭児童会室等での性犯罪・性暴力防止対策の推進

③合理的配慮が必要な子ども等への教育・保育の充実と支援

④いじめに対する取り組みの推進

⑤総合型放課後事業の質の向上と連携

合理的配慮が必要な子どもも含めたすべての子どもが発達段階に応じて、仲間とのふれあいや、遊びや生活の場を通して社会性や主体性が発揮できるよう事業の質の向上をめざす。留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの子どもの交流を図るなど、両事業の連携を進める。

⑥職員の資質向上と人材確保

放課後児童支援員等が総合型放課後事業の趣旨や目的を十分理解し、必要な知識及び技能をもって育成支援にあたるよう、引き続き、人材育成を図るとともに、事業の継続性、安定性を確保するため、必要な人材確保に努める。

⑦施設等の環境整備

設備の基準に沿った運営となるよう、留守家庭児童会室の必要な環境の整備及び設備、備品の充実。老朽化対策については、学校の教室の活用状況等も踏まえ、今後の児童数や利用児童数の推移を見極め、学校施設の有効活用を図りながら、計画的に環境整備を進める。

⑧学校施設の有効活用

学校施設を活用する場合、市が責任を持って管理運営にあたるよう、事故が起きた場合の対応や、学校施設の活用にあたっての費用区分や責任の所在など明確化。児童の要望等も踏まえ図書室や体育館等の学校施設の有効活用を進める。

⑨支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり

⑩就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援

⑪地域等との連携による多様な体験活動の推進

⑫枚方子どもいきいき広場事業への支援

地域の特色や多様性を活かした体験活動を提供する枚方子どもいきいき広場事業の取り組みを地域の実情に応じて支援。

(2) 総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備

①保護者ニーズに合った事業の充実

小学校入学を境に保護者が子育てと仕事の両立が困難となっていることを鑑み、保護者ニーズに合った事業の充実を図る。今後は、昼食サービスの試行実施の検証結果を踏まえた対応を行うとともに、開室時間の延長などの保護者ニーズを踏まえ、事業の充実に向けた検討を行う。就学前施設からの円滑な接続による子どもの安全・安心な保育を行うため、就学前施設と子どもの状況を共有するなどの連携を図る。

②総合型放課後事業の制度等の周知

放課後健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策の放課後オープンスクエアの事業の趣旨を明確にし、保護者にしっかり周知し、保護者が制度を理解し、目的に合わせて利用することができるよう努める。また、保育料等の算定根拠が見える化することで、受益者負担の納得性を高めるとともに、費用に見合った保育料等かどうか定期的に検証。

③児童の放課後の居場所づくりの推進

枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画＜概要版＞

10 放課後児童対策の目標事業量及び取り組み目標

年度ごとの小学校の児童数推計と総合型放課後事業実施後の利用実績等を踏まえ、総合型放課後事業の各事業の量の見込みを算出するとともに、児童の放課後の居場所がどれだけ充実しているか把握・評価するため、取り組み目標を設定。

(1) 留守家庭児童会室

総合型放課後事業実施後の利用実績を踏まえ、本市の将来の児童人口推計と「枚方市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」により、保護者のフルタイムの勤務が増加していることや今後の就労意向の増加割合などを勘案して、算出した結果を量の見込みとする。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入室児童数	4,733	4,604	4,405	4,200	3,957
(1～3年)	(3,521)	(3,408)	(3,257)	(3,094)	(2,908)
(4～6年)	(1,212)	(1,196)	(1,148)	(1,106)	(1,049)
小学校児童数	19,032	18,587	17,881	17,249	16,687
入室率	24.9%	24.8%	24.6%	24.3%	23.7%

＜参考：留守家庭児童会室の利用実績＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入室児童数	5,000	4,743	4,691	4,637	4,335※

※「児童の放課後を豊かにする基本計画」の令和6年度の目標事業量は5,548人

(2) 放課後オープンスクエア

総合型放課後事業実施後の利用実績を踏まえ、登録率は今後も増加傾向が継続するものとして算出した結果を量の見込みとする。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録児童数	7,613	7,621	7,510	7,417	7,342
小学校児童数	19,032	18,587	17,881	17,249	16,687
登録率	40%	41%	42%	43%	44%

＜参考：放課後オープンスクエアの利用実績＞3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	-	-	-	7,779 (7,318(9月))	7,597(9月)

(3) 枚方子どもいきいき広場事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施小学校	44校	44校	44校	44校	44校

(4) 児童の放課後の居場所の充実に向けた取り組み目標

放課後行動計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの間に、児童の放課後の居場所がどれだけ充実しているか把握・評価するため、取り組み目標を設定する。

取り組み目標	めざす方向性
① 留守家庭児童会室、放課後オープンスクエア、枚方子どもいきいき広場事業の充実	各事業による総合型放課後事業の充実を図りながら、子どもの満足度の向上をめざします。
② 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアでの子どもの主体的な活動の推進	留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの連携を図り、主体的に活動できていると感じている子どもを増やします。
③ 留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアとの事業間連携	留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの連携を図り、それぞれの友だちと遊べたと感じている子どもを増やします。

枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画＜概要版＞

II 放課後児童対策の具体的方策

総合型放課後事業の対策の考え方と方向性に基づき、放課後児童対策の目標事業量及び取り組み目標の達成に向け、今後の放課後児童対策の具体的方策について、次のとおり定める。

施策の方向性	具体的方策	R7	R8	R9	R10	R11
(1) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進						
①留守家庭児童会等での子どもの権利を尊重する取り組みの推進	・委託事業者も含めた全従事者への人権研修の実施【拡充】 ・子どもの権利侵害時の対応マニュアルの作成【新規】	検討		実施		
②留守家庭児童会室等での性犯罪・性暴力防止対策の推進	・子どもの性犯罪・性暴力防止に向けた留守家庭児童会室の備品（カーテン、パーテーション、防犯カメラ等）の配備【新規】 ・委託事業者も含めた全従事者へのこども性暴力防止法の周知【新規】 ・留守家庭児童会室における子どもの性犯罪・性暴力の防止措置の国の認定【新規】	実施				
③合理的配慮が必要な子ども等への教育・保育の充実と支援	・障害の有無に関わらず子ども同士が遊び等を通して共に成長できるよう子どもが障害等や多様性への理解を促進できる活動の充実【拡充】 ・子どもの特性に応じた加配などによる人的支援【拡充】 ・保育士や臨床心理士による巡回指導や職員研修による障害への理解促進【拡充】 ・外国語を母国語とする子ども・保護者への支援【新規】 ・医療的ケア児の受入れに向けた体制整備の検討【新規】			実施		
④いじめに対する取り組みの推進	・いじめに対する啓発活動【拡充】 ・相談しやすい環境づくり【拡充】 ・対応マニュアルの改訂【拡充】			実施		
⑤総合型放課後事業の質の向上と連携	・委託事業者も含めた全従事者への子どもの主体性を重視した大人の働きかけの研修の実施【拡充】 ・総合型放課後事業の運営に子どもの意見が反映できる仕組みづくり【新規】 ・次期の委託事業者選定に向けた委託のあり方の検討・実施【拡充】 ・委託事業者も含めた総合型放課後事業の均質化に向けた情報共有等の場の設定【拡充】 ・子ども自らが居場所を選べる総合型放課後事業のあり方の検討【拡充】 ・留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの連携【拡充】 ・子どもからの意見聴取【拡充】 ・総合型放課後事業の客観的な評価の仕組みづくり【新規】	検討		実施		

施策の方向性	具体的方策	R7	R8	R9	R10	R11
⑥職員の資質向上と人材確保	・人材育成計画・研修計画の策定【拡充】 ・人材確保につながる放課後児童支援認定資格研修の本市での実施【新規】 ・人材確保に向けた効果的なPR【拡充】 ・指導員マイスター制度や職員表彰など職員のモチベーション向上につながる仕組みづくり【新規】		実施			
⑦施設等の環境整備	・耐用年数を超えた留守家庭児童会室の学校施設の有効活用を含めた老朽化対策計画の策定【新規】 ・留守家庭児童会室のトイレの洋式化、男女別トイレの設置などのトイレ環境の整備【新規】 ・合理的配慮が必要な子どもを含めた子ども一人ひとりの居場所に応じた環境の整備【拡充】 ・留守家庭児童会室の業務継続計画の策定【新規】	検討		実施		
⑧学校施設の有効活用	・学校施設を活用する場合の管理運営等にかかる学校との取り決め【新規】 ・子ども一人ひとりの居場所に応じた図書室や体育館などの学校施設の活用【拡充】			実施		
⑨支援を必要とする子どもと家庭を支援につなげる仕組みづくり	・家庭において十分な食事を取っていない子どもへの三季休業期の昼食サービスを活用した支援【新規】	検討				
⑩就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援	・子どもの状況の就学前施設や学校との連携や情報共有【拡充】 ・留守家庭児童会室入室前の就学前児童の体験受け入れ【新規】 ・就学前児童と留守家庭児童会室の子ども同士や職員同士の交流【新規】 ・留守家庭児童会室入室時の保護者との面接による情報共有【拡充】			実施		
⑪地域との連携による多様な体験活動の推進	・三季休業期などにおける子どもの体験活動の取り組みの推進【新規】	検討				
⑫枚方子どもいきいき広場事業への支援	・地域の実情に応じた枚方子どもいきいき広場事業への支援【新規】	検討		実施		

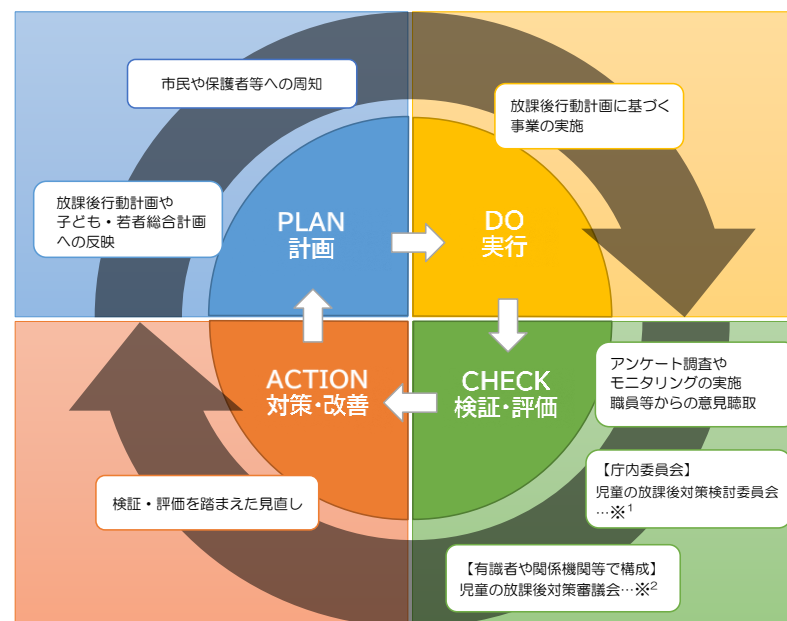
枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画＜概要版＞

施策の方向性	具体的方策	R7	R8	R9	R10	R11
(2) 総合型放課後事業による子育てしやすい環境の整備						
①保護者ニーズに合った事業の充実	・昼食サービスの試行実施の検証結果を踏まえた実施手法の検討【拡充】 ・留守家庭児童会室の土曜日開室日数の増加及び放課後オープンスクエアの運営時間の延長、朝の居場所づくりなどの検討【新規】 ・保護者ニーズを把握できる仕組みづくり【拡充】	検討				
②総合型放課後事業の制度等の周知	・様々な媒体・場による保護者への留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの事業趣旨の周知【拡充】 ・留守家庭児童会室の保育料や放課後オープンスクエアの使用料の算定根拠の見える化・公表と定期的な検証【新規】			実施		
				実施		
				実施		

12 放課後行動計画の推進体制

児童の放課後環境の整備について検討する庁内委員会である「児童の放課後対策検討委員会」において、放課後行動計画の進行管理を行い、具体的方策や目標の達成状況等の検証・評価を実施。その上で、児童福祉や社会教育に関する有識者や関係機関等で構成する「児童の放課後対策審議会」において、内部評価の検証・評価を行い、その審議内容を踏まえ、必要に応じて放課後行動計画を見直し、子ども・若者総合計画への反映を実施。

今後は、子ども・若者総合計画並びに放課後行動計画に基づき、放課後児童対策を計画的に進める中で、検証・見直しを行いながら、将来にわたって子どもにとってより良い居場所となるよう、総合型放課後事業のあり方について議論を重ねる。



※¹計画の進捗管理、具体的方策や目標の達成状況の検証・評価を行う

※²内部評価の検証・評価を行う